## 公立大学法人首都大学東京の業務実績評価方針及び評価方法

平成18年 2月 27日 東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会決定 平成19年 3月23日一部改正 平成20年 2月15日一部改正

平成20年 2月15日一部改正 平成20年12月15日一部改正 平成22年11月16日一部改正 平成23年12月26日一部改正 平成26年12月 4日一部改正

公立大学法人首都大学東京(以下「法人という。」)の業務実績評価は、「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」(平成26年3月10日東京都地方独立行政法人評価委員会幹事会一部改正)に基づき、以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。

### 1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- (2) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- (4) 都民への説明責任を果たす。
- (5) 教育研究の質の向上に資する。
- (6) 教育研究成果の社会への提供の充実に資する。
- (7) 中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その 組織及び業務の全般にわたる検討に資する。

### 2 評価の種類

各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「事業年度評価」という。)、中期目標に係る業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。)により実施する。

### 3 評価の方法

法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」、「全体評価」により実施する。 評価にあたっては、教育研究の状況、法人の業務運営の改善、財務運営の改善等に視点を置き、 総合的に評価を行う。

#### (1)業務実績報告

業務実績報告書は、公立大学分科会が別に指定した様式等に基づき、おおむね以下のとおり作成する。

法人は、自らが実施する自己点検・評価結果を踏まえて、年度計画及び中期計画に記載されている項目ごとに、業務実績を検証し、業務実績報告書を作成する。作成にあたっては、当該項目の達成状況をS・A・B・Cの4段階で自己評価する。

評語はおおむね以下の考え方を基準とする。(中期目標期間評価は、「年度計画」を「中期計画」 に読み替える。)

- S…年度計画を当初予定より大幅に上回って実施している。 (顕著な実績又は特に優れた成果が認められるもの)
- A…年度計画を当初予定どおり実施している。

(達成度がおおむね90%以上と認められるもの)

- B…年度計画の実施状況が当初予定を下回っている。 (達成度がおおむね60%以上90%未満と認められるもの)
- C…年度計画の実施状況が当初予定を大幅に下回っている。若しくは、年度計画を実施していない。(達成度が60%未満と認められるもの)

### 【事業年度評価】

年度計画各項目の業務実績を過年度との比較を含めて記載する他、大項目ごとに、中期計画の 達成状況及び達成に向けた課題を記載する。

特記事項欄には、以下に掲げる事項について、必ず記載すること。

- ① 前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組み
- ② 特色ある取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み
- ③ 遅滞が生じている取組みやその理由
- ④ 過年度との実績対比において数値による比較が可能なもの
- ⑤ その他、法人が積極的に実施した取組み

#### 【中期目標期間評価】

中期目標期間評価は、大項目ごとに中期目標期間における中期計画の達成状況を記載する。特記事項欄には、以下に掲げる事項について、必ず記載すること。

- ① 特色ある取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み
- ② 遅滞が生じた取組みやその理由
- ③ 過年度との実績対比において数値による比較が可能なもの
- ④ その他、法人が積極的に実施した取組み

## (2)項目別評価

① 業務実績の検証

項目別評価を実施するにあたって、法人から提出された業務実績報告書等を基に検証を行う。 検証にあたっては、年度計画及び中期計画に記載されている各項目の業務実績について、数 値データなど客観的な事実を用いて進捗状況及び成果・効果を確認するとともに、法人の自己 評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

検証は、法人からのヒアリングにより実施する。

② 業務実績の評価

業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、事業の進捗状況・成果を大項目ごとに1~4の4段階で評価する。また、優れた点、特色ある点、改善すべき点等については、積

極的にコメントを付す。

### 【事業年度評価】

- 1…年度計画を大幅に上回って実施している。
- 2…年度計画を順調に実施している。
- 3…年度計画を十分に実施できていない。
- 4…業務の大幅な見直し、改善が必要である。(公立大学分科会が特に認める場合)

# 【中期目標期間評価】

- 1…中期目標の達成状況が極めて良好である。
- 2…中期目標の達成状況が良好である。
- 3…中期目標の達成状況がやや不十分である。
- 4…中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である。(公立大学分科会が特に認める場合)

## ③ 教育研究

教育研究に関する事項については、その質の向上に資する施策の達成状況を評価する。 中期目標期間終了時の評価は、当該期間終了時までに実施される認証評価機関の評価も踏ま えて実施する。

## (3) 全体評価

項目別評価結果を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、以下の観点から記述式により評価する。特に大学改革を推進するための取組みについては積極的に評価する。

- ① 総評
- ② 教育研究について
- ③ 法人の業務運営及び財務状況について
- ④ その他(中期目標・中期計画の達成に向けた課題、法人への要望など)

### 4 評価結果の決定

評価結果の決定は以下のとおり行う。

- (1)公立大学分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価結果をとりまとめ、評価結果(案)を作成する。
- (2) 評価結果(案)を法人に示すとともに、評価結果(案)に対する意見申し出の機会を法人に付与する。
- (3) 評価結果の決定は法人からの意見申し出を踏まえて行うものとし、評価の種類毎の決定区分は次のとおりとする。
- ① 事業年度評価は、公立大学分科会において評価結果を決定し、同分科会の議決をもって東京都地方独立行政法人評価委員会の決定とする。
- ② 中期目標期間評価は、東京都地方独立行政法人評価委員会において評価結果を決定する。
- (4) 評価結果を法人に通知するとともに、事業年度評価及び中期目標期間評価は知事に報告する。

# 5 評価業務スケジュール

# 【事業年度評価及び中期目標期間評価】(各事業年度)

| 事項   | 時期    | 業務内容等                 |
|------|-------|-----------------------|
| 年度終了 | 3月末   | ○年度事業の終了 (法人)         |
| 評価準備 | 4月~6月 | ○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人)  |
|      |       | ○現地視察等                |
| 実績報告 | 6月    | ○業務実績報告書、財務諸表等提出 (法人) |
|      |       | (年度終了後、3ヶ月以内に提出)      |
|      |       | ○業務実績検証(法人からのヒアリング)   |

## 【事業年度評価】(各事業年度)

| 評 価   | 6月~8月 | ○財務諸表検証              |  |  |
|-------|-------|----------------------|--|--|
|       |       | ○評価結果(案)作成           |  |  |
|       |       | ○法人からの意見申し出機会の付与     |  |  |
|       |       | ○評価結果(最終案)作成         |  |  |
|       |       | ○評価結果の決定             |  |  |
| 報告·公表 | 9月    | ○評価結果の知事への報告及び法人への通知 |  |  |
|       |       | ○財務諸表意見表明、財務諸表承認     |  |  |

# 【中期目標期間評価】(中期目標期間最終年度の翌年度)

| 評 価   | 6月~8月 | ○評価結果(案)作成                      |
|-------|-------|---------------------------------|
|       |       | ○法人からの意見申し出機会の付与                |
|       |       | ○評価結果(最終案)作成                    |
|       |       | (評価結果の決定は、東京都地方独立行政法人評価委員会で行う。) |
| 報告•公表 | 9月    | ○評価結果の知事への報告及び法人への通知            |

#### 6 評価方針及び評価方法の見直し等について

本評価方針及び評価方法については、業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、本分科会において見直すことができる。

本評価方針及び評価方法に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、本分科会が別に定めることができる。